

一 金石銘文墨書

石碑や鐘銘のように、金属・岩石・木材など、紙以外の物体に書かれた文字を金石文というが、文様や画像、経文や書籍の奥書まで金石文としてあつかう場合もある。金石文は永く後世に伝えるために作られたものであり、したがつて銘文の内容は、当時の社会や文化の背景を知るうえで貴重な史料である。

川辺町にも数多くの金石文が伝わっている。そのうち石造物以外のほとんどは、神社・寺院に所蔵されているが、一部個人所有のものもある。その中から、主に江戸時代のものを中心として収録した。

石造物 町内にある無数の石造物は、既刊『川辺町の文化財 石造物編』に収録したので、ここでは石塔・石碑・

石燈籠・手洗石のうち、各地区の代表的なものを対象とした。

半鐘 戦前町内の各寺院には、梵鐘・半鐘が設置されていたが、戦時下の供出にあい、現在では養瑞寺・曹源寺の二か寺に戦前の半鐘が残っている。

磬子 けいす・けいしという。寺院の本堂などにある銅製鉢型のものも、一般に磬子とよんでいる。各寺院の什物となつていて、代表的なものを対象とした。

雲版 寺で合図のため打ち鳴らす楽器で、青銅製または鉄製の雲形のもの。主に禅寺で用いる。町内では、妙楽寺にあるのが唯一のものである。

鰐口 神社や仏堂の軒下につるしてある金属製の道具で、下方に横長の口がある。参拝者は布で編んだ綱を振つ

て打ち鳴らす。

狛犬 神社の社頭や社殿の前に据え置かれた一对の獅子に似た獸の像。魔よけのために設置したという。太部古天神社にある二対の狛犬も、相当古いものであるが、刻文がないため対象外とした。

獅子頭 木製の獅子の頭で、獅子舞に用いる。太部古天神社・阿夫志奈神社とも、かなり古いものである。
棟札 棟上げの時、工事の由来、建築の年月、建築者または工匠の名などを記して、棟木に打ちつける札。各神社とも年代の古いものを対象とした。

高札 法度・掻書などを記し、人目をひく所に高くかかげた板札・立札。明治維新のものが多く残っている。

絵馬 祈願または祈願成就にさいして、お札の印として神社・寺院に奉納する板絵。絵柄は馬ばかりでなく、祈願の趣旨を描くものもある。

画像 人物を描いた画像で、旗本川辺大嶋氏の初代・二代の画像があるが、贊のあるのは二代義唯像のものである。

頂相 ちんぞう・ちんそうといい、僧侶の肖像画を指す。師子相承の証明のために、師から弟子に、師の自贊のある画像を授ける習慣があった。

一 石塔刻文

○町内下川辺

川端墓地地内

宝暦十三癸未天 下川邊村
奉納大乘妙典六十六部供養之塔

仲春二十四日 行者一玄

三 石塔刻文

○町内西柄井

柄井神社地内

(表) 氏神

天正四丙子五月五日

(裏) 長州萩御城主松平大膳大夫勝秀家來
藤掛與三右衛門重位

二 石燈籠刻文

○町内下川辺

中組地内

文化十五寅三月建
嘉永五年壬子年三月吉日

永代常夜燈

金毘羅大權現

村中安全 講中

施方十

四 石塔刻文

○町内西柄井

松原墓地地内

元文二巳年柄井區
奉書寫大白牛車

季屯月吉辰良施主敬白

五 石碑刻文

○町内西柄井

朽井神社地内

○町内西柄井

六 石碑刻文

○町内西栄井

朽井神社地内

長)

世々ひらけ雪霜つみし木根橋

嘸盛子

无心といはましものか木根すら

栃井の里の冬のゆたかさ

暉雪菴

はしと成ても人わたすなり

木根橋　木根無心といはましものか木根すら
はしと成ても人わたすなり

七 石塔刻文

○町内中川辺

大保多墓地地内

木根橋者恐其或陵谷以變謀不朽於邦君執事邦君東厓有樹根數株駢而橫迸以衝西厓固天造橋架曾不竣人為是所謂木根橋也今也土人有橋實雄

碑察之曰爲賜國風首句 邦君所師其聯以成三十
陰一字也實雄大喜遂鐫之于石焉尔 邦君號暉盛
記子其師謂誰江戸聞人暉雪菴也

(裏)

弘化乙巳復月

藤城駿譲併篆額印印

六

八 石塔刻文

○町内中川辺

御嶽神社地内

大嶋甲斐守義彬

奉御武運長久御領内安全五穀成就祈所

開鍼年嘉永三庚
戌冬日

九 石碑刻文

○町内中川辺

横町地内

當國可兒郡帷子庄中切薬王寺兼洛伍大阿闍梨慧融法印
顧覺行者尊惟悟驗蜜奧藏當國一流御嶽登山講法師所謂
狹上講加茂可兒惠那武儀連所講衆神德得利益事寧非等
殷故上御祈願所御取立八坂山安櫻山開兩峯權現鎮座建
宮□發元正憑懇志成就不變大祝感有余於茲去十二月□
給一允空帚恐後也鑄石成像崇富山講師行者□□明歡稅
眉止石像魂永勇莊安座布願□□□□兩山繁榮講中安全
參詣衆人祈願滿□□□□申

□□□年甲寅仲夏日

八坂山鴨先立
藤原實□謹書

(表)

道祖神

左かしを道
たかさわ道

右ひだ道

(裏)

文政十一歳上組

○町内中川辺

大谷堤防地内

一〇 石碑刻文

○町内中川辺

御嶽神社地内

一一 石碑刻文

御即位記念

(表) 大谷溜池改築記念碑

改築事業
隧道開鑿
堤防嵩置

(裏)

大正三年十月二十七日起工 中川邊區

大正四年五月二十一日竣工 西柄井區

記念碑
君公共博施之德也君生愛知縣西春日井郡西春村明治二十年移住本町中川邊區爲區長又爲町會議員勤儉治產成陶朱之富矣橋既成欲鐫石以垂不朽川邊町長西村才三郎君來求余文及記所聞銘曰以興濟人不

失惠兮橋梁一成功于世兮惟仁及物延百歲兮

大正十二年六月

岐阜縣師範學校教諭鈴木於菟之助撰
岐阜縣師範學校教諭高木令治篆額并書

一二 石碑刻文

○町内中川辺

山川橋地内

一三 石燈籠刻文

○町内中川辺

太部古天神社地内

大正十二年之際岐阜縣加茂郡川邊八百津間改修
郡道而飛驒川當其衝舊稱樁渡以航濟之故每阻水澇人以爲患於是川邊町會決架橋之議然以工費大不能輒行山本謙次郎君慨然而起自捐鉅額資爲供衆胥響應乃經郡縣贊同始得起工十二年三月告竣名曰山川橋鳴呼自航之橋通阻爲泰固雖昭代餘澤亦職由山本

泉州住
大北縣五兵衛忠正
渡辺九郎□□
同 太郎□□
同 与三□□
同 新次□

天和三癸亥歲

奉寄進御石燈籠

九月廿五日

渡辺孫助

同孫作

紅屋新兵衛

宝曆四甲戌年四月吉日

一五 石燈籠刻文

○町内石神

天満天神社地内

一四 石塔刻文

○町内石神

曹源寺地内

一六 石塔刻文

○町内上川辺

奥神坂地内

天下 天保七丙申歳願主上河邊村

奉納大乘妙典日本回国中供養塔

泰平 十一月吉祥日 村山徳三良

一石二字 經王塔
明治廿二己丑曆八月八日
同 廿三庚寅十一月八日

宝塔供養

一七 石碑刻文

○町内上川辺

神坂地内

享保十八癸丑年十一月吉祥日
奉寄進夜燈

上川邊村

白村兵三郎
吉次

右ひだ道
自是
左せき道

(裏) (表)
享保八年五月吉日

一八 石碑刻文

○町内上川辺

神坂地内

二〇 石塔刻文

○町内鹿塩

竹之腰地内

安政六年

西國三拾三所

奉納仏閣

四國八拾八所

未四月廿八日

鹿塩村
井戸助左衛門

位即御
大正三年三月竣工
記念溜池

石神區

一九 石燈籠刻文

○町内上川辺

田中薬師堂地内

二 石燈籠刻文

○町内鹿塙

三 石碑刻文

○町内下飯田

大切地内

享保七壬寅仲秋如意宝珠月
奉寄進

(表) 右みたけかね山
左なえぎほそめ
道

濃州賀茂郡鹿塙村

井戸作左衛門

(裏) 建立嘉永五年九月日

三 石塔刻文

○町内下飯田

四 石塔刻文

○町内福島

久口地内

元禄十六年

爲三界万靈有縁無縁

嘉永五子天
庚申塔

講中

二五 石燈籠刻文

○町内福島

二六 石塔刻文

○町内比久見
郷呂地内

加茂神社地内

比久見村中

為岡村中

柄井村中

上飯田村中

下飯田村中

福嶋村中

山本村中

信友村中

則光村中

今村中

西脇村中

宝曆十庚辰稔
諏訪大明神

十月如意珠日

二七 石塔刻文

○町内比久見
桑の木觀音堂地内

前住妙樂地藏再奧絶心和尚大禪師
壬戌三月十五日 馬場氏

安政六己未三月吉日
天下泰平
五穀豐饒

奉順拜扶桑國裏神社仏閣悉皆供養塔

二八 御手洗石刻文

建於磐石而以崇敬國中繁榮鎮護神靈者也爲垂於由
緒不朽維時天保十三壬寅仲秋良辰謹誌

祭主芳賀神社神主

○町内比久見

桑の木觀音堂地内

田口出雲正大中臣行茂

馬場半兵衛周房

大願主 馬場源兵衛

村中惣人民

念佛講宗

貞享二年乙丑三月吉日

同行二十人

二九 石塔刻文

○町内下吉田

清水平地内

三〇 石塔刻文

○町内下吉田

清水平地内

寛保三癸亥五月吉辰日

觀世音下吉田講中

加茂郡下吉田村中

(表) 馬庄功義神靈

曾享保之頃在于庄内山争于時在此翁名馬場庄助天性才譽甲子鄉當終得於勝益豈在莫大之功乎去世既經一百十有余霜空雖存其名更無記斯功焉然于茲在托靈夢而點儉之墳墓頽落也依爲使厥功名知後世再

三一 石燈籠刻文

元禄十一 戊寅 年九月如意珠日
奉寄進 下吉田村

○町内下吉田

星神社地内

元禄十一 戊寅 年九月如意珠日
奉寄進 下吉田村

季願人 馬場庄助
田口與衛門

三二 石塔刻文

○町内下麻生

徘徊觀音堂地内

文化五辰年

西国八十八所

奉納秩父坂東

西国三十三所

徳山覺明居士

大 口 渡邊清左衛門
中 山 久 藏
福 井 定 吉
八 日 市

濃州加茂郡
川辺村

三四 養瑞寺半鐘銘文

○町内中川辺

養瑞寺所藏

元文三年 午六月吉日
奉寄進手水鉢

當村

羽田弥助

三三 御手洗石刻文

○町内下麻生

神明社地内

元文三年 午六月吉日
奉寄進手水鉢

奉寄進 下吉田村

季願人 馬場庄助
田口與衛門

(解説) 養瑞寺の半鐘は、芸術的にすぐれているという理由で、太平洋戦争末期の供出からまぬがれた名鐘である。

養瑞寺

廿八日講中

拾六日講中

淨書

寶曆十三癸未年正月

江尻栗太郡高野庄庄村

施工

田中五兵衛惟精

爲圓山宗躰庵主
春岑智香大姉一親
菩提寄附焉

住持

祖海代

洛陽金座住

治工

近藤丹波祿

左久

三五 曹源寺半鐘銘文

○町内石神

曹源寺所蔵

元禄十三歳次庚辰
仲春如意珠月

同郡上川邊村

施主

水野弥八郎

(解説) 曹源寺の半鐘は、当町に伝わる最も古いもので、芸術的にすぐれている名鐘である。

美濃州加茂郡石神村

長江山曹源寺寶器

三六 廣林寺磬子銘文

○町内下川辺

廣林寺所蔵

爲先祖代々菩提 安政七庚申三月日

寄附人當所嶺川興治右衛門源吉邦

金光山廣林寺什物 智淨代

三七 禪原寺磬子銘文

○町内西柄井

禪原寺所蔵

三九 妙雲寺磬子銘文

○町内中川辺

妙雲寺所蔵

大正十參年十月 施主石神櫻井庄六八十八歳
妙雲寺日性代

濃羽賀茂郡柄井邑平田山禪原禪寺什持
文化六歳己四月如意珠日 現住錦林代
金竜子作

四〇 曹源寺磬子銘文

○町内石神

曹源寺所蔵

三八 養瑞寺磬子銘文

○町内中川辺

養瑞寺所蔵

明治三十年一月養瑞寺第十四世住職水野惠明氏
寄進人遠藤利兵衛 神野新藏

金竜子造 濃州加茂郡石神村長江山曹源禪寺寶器
現住祖珪代 四箇村惣檀中寄附焉 寶曆二歲申六月日

四三 長昌寺磬子銘文

○町内鹿塩

長昌寺所藏

○町内上川辺

本覺寺所藏

濃州賀茂郡鹿塩村月桂山長昌禪寺什物 施主
(已未) 惣檀中現住金威代 寛政十一庚申六月日求之

寛政十戊午年十月五日求焉現住義堅

上川邊村本覺寺什物

四二 金昌寺磬子銘文

○町内上川辺

金昌寺所藏

文政六年 未十五月 講連中廿人 金竜子造

四四 善教寺磬子銘文

○町内比久見

善教寺所藏

天保六乙未曆二月吉祥日濃羽賀茂郡上川邊村
檀家中寄進桂久山金昌寺什物住持玄守代貳之

四五 妙樂寺磬子銘文

○町内比久見

妙樂寺所藏

加茂郡比久見村妙樂寺 嘉永七年寅年

詞堂悟岩鐵心居士 馬場次左工門父

善界良應菴主

山田淺右工門父

轉堂境心居士

細田庄三郎父母

貴嶽妙富大姉

山田伊兵衛父

鐵道良心菴主

小森喜藏父

快雲良哉居士

山田菊次良子

離芳童子

右各靈金貳分ツゝ入

現住豁堂代

○町内下吉田

常善寺所蔵

四七 常善寺磬子銘文

濃州賀茂郡下吉田邑慶養山常善禪寺什物 施主
當村檀方并他檀中 惟時文政六癸未歲七月吉辰

四八 臨川寺磬子銘文

○町内下麻生

臨川寺所蔵

四六 龍洞寺磬子銘文

○町内比久見

爲器水宗圓居士 德岩守寶大姉菩提也長谷川
宗圓寄進 下麻生村龍雲山臨川寺

四九 大雄寺磬子銘文

○町内下麻生

大雄寺所蔵

濃州路加茂郡米田莊比久見村寄附于虎丘山龍洞
禪寺 同郡和智村遠藤傳右衛門施主 天明三癸

卯小春日

大智山大雄寺什具 現住秀道代 十音代酒造業
前島秀雄利道 爲初音代 禪得院大道宗圓居士

智光院南岳惠諧大姉菩提寄進 昭和六年十月

(解説) 寿命寺にあつたと伝えられる青銅製のもので、
万治二年（一六五九）に鑄造されたものである。

(表) 奉修祈歎南無藥師如來氏子獻志 犬山 田中茂右
工門

万治二年己濃州加茂郡鹿塩村 若井長九郎

工門

五〇 妙樂寺雲版刻文

○町内比久見

妙樂寺所藏

(裏) 九月吉日 うちならす兼のこずつに夢さめて あ
□□□□□玉ぞうれしき

五二 水月山生蓮寺鰐口刻文

○町内比久見

桑の木觀音堂所藏

(表) 寛保三歳癸亥四月如意日
濃州比久見法昌山妙樂禪寺
現住達鰐潭新添

(裏) 岐阜住治工
和泉守藤原貞次

五一 仙湯山寿命寺鰐口刻文

○町内鹿塩

若井輝夫氏所藏

(解説) 生蓮寺は江戸時代、美濃巡礼二八番札所として
巡拝の多かった寺院である。現在は桑の木觀音堂としてそ
の名残りをとどめているが、鰐口は寛政一年（一七九九）
に鋳造されたものである。

(表) 濃州加茂郡比久見村 水月山生蓮寺
奉掛桑觀世音菩薩御宝前

五四 虚空藏菩薩堂鰐口刻文

○町内下吉田

虚空藏菩薩堂所蔵

(裏) 願主同村安田六右工門 福嶋村長谷川久右工門
寛政十一年未二月吉辰 施主米田嶋中

五三 太部神社鰐口刻文

○町内比久見

太部神社所蔵

濃州加茂郡下吉田村

虚空藏 享保十年巳正月吉日

五五 八縣大明神鰐口刻文

○町内下麻生

縣神社所蔵

大梵天王村中
賀茂郡比久見村

(解説) 年号の刻文はないが、江戸時代前期のものと推定できる。当町に伝わる最も古い鰐口である。

(解説) 虚空藏堂に所蔵されている青銅製のもので、享保一〇年（一七二五）に鑄造されたものである。

(解説) 寛文九年（一六六九）に鑄造されたもので、当町に伝わる鰐口のうち最大のものである。近在にあつた縣大明神の總社として、縣神社（下麻生）に掲げられていたものと推定される。

(表) 八縣大明神 濃州賀茂郡下麻生村
寛文九己酉年十二月廿日

(裏)

井戸三郎兵清光吉
小川大衛清吉廣

于時延寶六年戊午九月吉祥日

五七 八幡神社狛犬刻文

○町内下川辺

八幡神社所藏

五六 徒原山觀音寺鰐口刻文

○町内下麻生

徒原觀音堂所藏

濃州賀茂郡下川邊

八幡大菩薩

元禄十年丑八月十五日

(陶磁器製一対)

社人渡邊久左衛門

五八 春日神社狛犬刻文

○町内鹿塙

春日神社所藏

(解説) 徒原山觀音寺の歴史は古いが、当觀音堂に所蔵されている鰐口は、延宝六年（一六七八）に铸造されたものである。

濃州加茂郡下麻生村 本願人権大僧都寶勝院玄智同忠

兵衛

徒原山觀音寺 濃州武儀郡上麻生村内大崎 本願人今

瀬八右衛門同源左衛門

天王社

(陶磁器製一対)

濃州加茂郡鹿塙村

治工岐阜住 岡本伊右衛門尉藤原家進

元禄九年子ノ六月吉日

五九 春日神社狛犬刻文

○町内鹿塙

春日神社所蔵

濃州加茂郡鹿塙村

神明宮

(土製一対)

元禄九年子ノ六月吉日

六一 太部古天神社獅子頭銘文

○町内中川辺

太部古天神社所蔵

(背部)

太部天神
延徳二年

六〇 太部神社狛犬刻文

○町内比久見

太部神社所蔵

六二

阿夫志奈神社獅子頭銘文

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

(背部)

天文元年六月
阿夫志奈御神前

氏子中

(瓦製一対)

正徳三仲秋吉旦
天王社文壽院

久尻範竈

黒田作左衛

六三 阿夫志奈神社獅子頭銘文

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

元禄拾年

阿夫志奈御寶前

(頭部)

御座野組

後藤重三郎

六四 八幡神社棟札

○町内下川辺

八幡神社所蔵

(表)

名主木下太次右衛門

同郡蜂屋村大工石原利右
衛門藤原幹壽

享保十九歳次甲寅十二月

与頭

櫻井久七郎

奉造替八幡宮一宇天下泰平

衛藤原楚虎

六五 栃井神社棟札

○町内西栃井

栃井神社所蔵

名主木下太次右衛門

同郡蜂屋村大工石原利右
衛門藤原幹壽

享保十九歳次甲寅十二月

与頭

櫻井久七郎

奉造替八幡宮一宇天下泰平

衛藤原楚虎

(裏)

濃州賀茂郡下川邊村氏子

當地平安稼穡滋登 祈處

遷宮導司神主渡邊氏源綱

雄修焉

飯田品右衛門殿

金百疋土臺石

下山幸右衛門殿

同百疋

藤原平内殿

同百疋

朽木造酒右衛門殿

金百疋

小林儀左衛門殿

同百疋

黒川傳内殿

同百疋

小河原盤助殿

同百疋

石代太七殿

同百疋

已上御四人神璽御管御机

御屏風御寄進金百疋

宝永三竜集丙戌九月十五蓂

庄主 土岐九郎次郎

御宇神位衆病無難無災

庄主 道家伊左衛門

奉造宮牛頭天王

久立珍重

現住禪原花園末流賢龍記之

大工藤原金森氏 八左衛門

拝殿一字郷里万年咄上

大工藤原金森氏 八左衛門

水火難領知全納弁悉為現世安穩 莳師清次住彌助 同
後生善生者也 栄林誌之 甚助 大工彦左衛門
于時慶長拾四白己酉林鐘吉辰 藤原朝臣吉久

六七 太部古天神社棟札

○町内中川辺

太部古天神社所蔵

六六 太部古天神社棟札

○町内中川辺

太部古天神社所蔵

大日本国美濃州賀茂郡川邊庄惣社至古
今天神備給當將軍家之武勝大嶋茂兵衛

尉光政公母儀妙雲老女甲辰年痛病瓦臥

此時妙雲老母當病平喻於延命者當社御

宝殿奉為建立存御立願而已則時□誌願

感應則食居岐阜山之大工成修造之功為

莊嚴七寶散在被撰吉日良辰奉謹請大威

德天神速諸願圓滿以其功力妙雲老母壽

命長遠無難無矣別而者光政公顯孝治德

為武運長久上名高代為子孫繁永治國家

七難則滅七福則生敬白 山城国京都住人

奉修造五社之神達來臨影向給以

信

大工興三左衛藤原朝

臣治次

功力速叶御願意為光政公御一行

並臣下堅固競名譽為民幽遁風雨

大日本国内濃州賀茂郡川邊庄惣

社五社之舞堂御建立之願主大嶋

茂兵衛尉光政公為子孫繁昌武運

長久息災延命食下山城国京都居

住之大工定奉行千田三右衛門尉

直

大工孫介藤原朝臣宗

臣宗重

大工孫介藤原朝臣宗

天神一字

奉造宮大威德

信

大工甚藏藤原朝臣宗

直

大工興三左衛藤原朝

臣治次

慶長拾五年庚戌潤二月七日遷宮
惠觀寺宥俊誌之

大檀那大嶋茂 大工孫左衛門尉
兵衛尉光政 藤原朝臣宗重

大寺山願興寺 大工孫介藤原朝
衆徒 臣宗直

六八 白山神社棟札

○町内石神

白山神社所藏

(表) 石神村白山大権現

(裏) 天明五乙巳年十一月吉

六九 神明神社棟札

○町内石神

神明神社所藏

安永六歲 上川邊 藤原氏渡邊清藏
(表) 奉上葺神明太神宮村中安全諸願成就祈歎
酉三月吉祥日 田口左京行孝

神主

上組庄屋 平岡藤助
(裏) 同 年寄 同 吉三郎
下組庄屋 松野定次
同 年寄 加藤柳右衛門

美濃國加茂郡石神村

七〇 阿夫志奈神社棟札

○町内上川辺

阿夫志奈神社所藏

建仁二年四月十四日 祈願成就皆令満足
奉寄附阿夫志奈大菩薩御社堂改造

本願人 山城守藤原行政

大工 藤原之桑山彦衛門長次調

七一 阿夫志奈神社棟札

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

維時永祿七年

奉寄進御幕壹張 大願主森蘭丸源長定

甲子二月吉日

(注記 森蘭丸の生年は永祿八年が定説となつてゐる。)

七二 春日神社棟札

○町内鹿塩

春日神社所蔵

大工
藤原朝臣 武彌右衛門宗久

大日本國濃州賀茂郡鹿塩村 村井仁藏宗吉

奉再建立春日大明神宮縣大明神宮
于時寛永式拾一季 甲申二月廿八日本願

神主木澤藤左衛門光正 小左衛門

(裏)

七三 天満神社棟札

○町内下飯田

天満神社所蔵

文政二歳己卯四月廿五日

奉再邑天満宮神躰

濃州閼住人 櫻井傳藏
神主 山田信濃正

七四 加茂神社棟札

○町内福島

加茂神社所蔵

(火災焼失のため古記録より転写)

高橋喜七郎重久 小七郎
岩井長介□□ 諸祇子敬白

權大僧都安樂院書之

天正三年乙亥年二月

奉上葺加茂皇大明神社一字

禰宜矢野七郎太夫

大願主肥田玄蕃允帆休

修口寅月天正元癸酉歲正□□文壽院敬白

奉建立太部神社 村中安全攸

大工 藤原朝臣□□□

七五 白山神社棟札

○町内比久見

白山神社所蔵

比久之内永祿十年丁卯田口孫左衛門

(表) 奉造立白山社息災安穩子孫繁昌處也

六月十八日 敬白

(裏)

式内
太部社

肥田玄蕃允義直家老

田口孫左衛門謹書

(裏)

此時天正四丙子年六月十六日

比久見村氏子十六家

七六 太部神社棟札

○町内比久見

太部神社所蔵

七七 太部神社棟札

○町内比久見

太部神社所蔵

七八 星神社棟札

○町内下吉田

星神社所蔵

(火災焼失のため古
記録より転写)

万治元 戊戌年十月十五日

濃州加茂郡下吉田村中

大工下麻生村朝川田與平治勝次代々

同 長治郎

神主 清太夫

本願人

馬場彦兵衛
同賀右衛門

権大僧都玄知寶勝院

組頭処太左衛門

同 渡邊太三郎

同 杉山彦市

七九 白山神社棟札

○町内下麻生

白山神社所蔵

奉建立當山鎮守繼絕之處 本願長藏坊海

(表) 爲現世安穩後生善處 敬白

天文十五年丙午八月七日

(裏) 當山鎮守白山妙理

□ □

八〇 神明社棟札

○町内下麻生

神明社所蔵

氏子繁昌諸人快樂本願人不一牛 大工與右衛門

新人

奉建立天照太神宮社内安穩所 玄海書之

濃州賀茂郡麻生村慶長十四己酉年正月五日敬白

(表)

(裏)

奉造立于時寛永三丙寅年六月十六日

本願人 新 八
大工與右衛門長七

八二 縣神社棟札

○町内下麻生

玄海書之

縣神社所藏

縣神社所藏

八一 縣神社棟札

○町内下麻生

縣神社所藏

右奉爲天長地久國土泰平

本願 井戸 吉 藏

鄉内安穩諸人快樂

加藤新十郎

縣主

湯下助右衛門

奉造宮濃州賀茂郡下麻生郷太縣御宝殿敬白

神社

特者大檀那等丹祈成就如件

永祿八乙丑年黃鐘廿一日

遷宮師阿闍梨玄海

慶長拾三白戊申霜月初六日

權大僧都玄海誌之

大工与右衛門勝吉

大工與右衛門

八三 キリシタン制禁高札

○町内石神

平岡公平氏所藏

(解説) 正徳元年(一七一一)に村内の高札場に立てられ、キリシタン信仰を禁じた高札である。バテレン(神父)・イルマン(宣教師)である者を訴え出るよう金銭ほう賞制度を奨励し、一方では信仰者が発見された場合は、名主・五人組の連帶責任としたものである。

八四 野火取締高札

○町内石神

平岡公平氏所蔵

定

きりしたん宗門ハ累年御制禁たり、自然不審なるものとうあらハ申出へし、御ほふひとつして、

はて連人の訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立かえり者の訴人 同 断

同宿並宗門の訴人 銀 百 枚

右之通下さるへし、たとい同宿宗門の内たりといふと
も、申出る品により銀五百枚下さるへし、隠置他所よ
りあらかるるにおいてハ、其訴の名主並五人組わ是一
類ともに可被断罪もの也

正徳元年五月

奉行

(解説) 文政一三年(一八三〇)に掲額された高札である。近年野火火災が多く、そのため村役人は見回りを行い、一たん火災が発生した場合は、村人全員にて消火にあたること。また火付を行った者は、厳重に取調べを実施することなどである。

定

諸國在々におゆて近年野火火附候もの多く、諸人難儀之趣相聞候ニ付、向後野火附候もの有之は御領私領共嚴敷遂穿鑿之、他支配他領之無差別満成召捕候儀は勿論、之儀たとへ風聞たりとも召捕其筋へ可差出捕違ひハ不苦事

一 御林ハ勿論、其外山林萱野等冬春之内は村役人共申合、時々見廻野火無様精々心附可申事
但風烈之節見廻人数相増別て入急可事

一 いつれ之村方ニても野火有之は、村内之ものハ勿論、御料私領之無差別、近郷近在之もの共早々駆付消留、其時々野火之始末可訴出事

一 野火附候ものハ向後急度吟味之上、其次第寄可被行

重科事

右之通此度被仰出候間、村役人は勿論小前末々之もの迄御趣意之趣得様弁、向後野火附候もの有之候ハハ、嚴敷遂穿鑿御料私領之無差別其所に留置可訴出差、以相調御たし置におけるてハ、村役人共急度御咎可被仰付もの也

文政十三庚年寅正月

福三郎兵衛

八五 大政奉還による高札

○町内西柄井

田原耕作氏所蔵

(解説) 慶応三年(一八六七)一一月、徳川一五代將軍慶喜が征夷大將軍の職を辞し、政権を朝廷に返上したが、

その後兵火が起こり、朝廷と幕府の対立が続いていった。そのため人心の安定をはかる目的から、朝議に服するよう高札をもつて布告したものである。

徳川慶喜天下之形勢不得已察し、大政返上將軍職辭退相願候ニ付、朝議之上断然被聞召候處、唯大政返上と申のみニテ於朝廷土地人民御縁被逢候ては、御聖業難被為立候ニ付、尾越二藩を以御訊問被遊候節、於慶喜は奉畏候得共麾下並会桑之者共承伏不仕、万一暴挙可仕哉も難斗候ニ付、只管鎮撫ニ尽力仕居候旨尾越被及言上ニ候間、朝廷ニは慶喜真ニ恭順を尽候様被思召、既往之罪不為問寛大之御处置可被仰付候處、豈圖哉大坂城え引取候は素より詐謀ニテ、去ル三日麾下之者を引率剩え前ニ御暇被遣候会桑等を先鋒として、闕下を奉犯候勢現在彼より兵端を開き候上は、慶喜反状明白終始奉欺朝廷候段、大逆無道最早於朝廷御宥怒之道も絶果、不致為得已追討被仰付候、兵端既ニ相開キ以上は速に賊徒御平治、万民塗炭之苦被為救度叡慮候間、今般仁和寺宮征討將軍ニ被任候ニ付ては、是迄偷安怠惰ニ相過、或は両端を抱き候者は勿論、假令賊徒ニ隨

ひ譜代臣下之者たりとも、悔悟憤發國家之為尽忠之志
奥起之輩者、寛大之思召を以御採用可被為在候、但依
戰功此行末徳川家之儀ニ付歎願之義も候得は、其筋よ
り御許容可有之候、然ニ此御時節ニ至リ不弁大義賊徒
と謀を通し、或は潜居及致候ものは、朝敵同様嚴刑可
被処候間心得違無之様可致候事

但征討將軍を被置候上は、即時前件号令可相発は勿論
候得共、猶旗本粗暴之徒等雍蔽爰ニ至候事哉と、彼是
深重之思召を以御遲延之処、三日より今七日ニ至り坂
兵日ニ離、敗走益出兵実ニ不被為得已断然本之通被仰
出候、各藩陪從吏卒ニ至迄方向を定、為天下奉公可有
之候事

辰正月

参与

八六 太政官布告高札

○町内石神

平岡公平氏所蔵

三月

太政官

(解説) 慶應四年(一八六八)三月に出された太政官(最高官庁) 布告である。笠松県設置とともに人心の安定を目的としたもので、浮浪者の取締りと、みだりに人々の移動を禁じ、すべて政府の指示に従うことを求めたものである。

覚

王政御一新ニ付ては、速ニ天下御平定万民安堵ニ至り、
諸氏其所を明ニ申様、御煩慮被為在候ニ付、此折柄天
下浮浪之者有之候様にては不相済候、自然今日之形勢
を窺ひ、猥りニ士民とも本国を脱走致し候儀堅く被差
留候、万一脱国之者有之不埒の所業致し候節は、主宰
之者落度たるへく候、尤此御時節ニ付無上下、皇國之
御為又は主家之為筋等存込建言致し候者ハ、其路を開
き公正之心を以其旨趣を答させ、依願太政官代えも可
申出被仰出候事、但今後總て士奉公人不及申、農商奉
公人ニ至る迄相抱候節は、出所篤と相糺し可申、自然
脱走之者相抱不埒出来御厄害ニ立至り候節ハ、其主人
之落度たるへく候事

右之通被仰出條可得其意もの也

笠松縣

(裏)

加茂郡中川辺村

八八 太政官布告高札

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 慶応四年(一八六八)三月に出された太政官(最高官厅)布告である。五枚一組の高札の中の一枚で、徒党・強訴・逃散を禁じたものである。

(表) (解説) 慶応四年(一八六八)三月に出された太政官(最高官厅)布告である。五枚一組の高札の中の一枚で、人倫の道を説き、特に寡婦・独居人・身障者を援助することなどを求めている。

定

一人たるもの五倫之道を正しくすへき事
一 鰥寡孤独廢疾之ものを憫むへき事
一 人を殺し家を焼き財を盗む等之悪業有ましく事
慶応四年三月

太政官

一 金石銘文墨書

慶応四年三月

太政官

三三

(裏)

八九 太政官布告高札

加茂郡中川辺村

○町内中川辺

矢嶋弓男氏所蔵

(解説) 慶応四年(一八六八)三月に出された太政官(最高官厅)

布告である。五枚一組の高札の中の一枚で、これまでと同様キリスト教信仰を禁じたものである。

定

(表) 一切支丹宗門之儀は是迄御制禁之通固く相守事
一 邪宗門之儀は固く禁止候事

慶応四年三月

太政官

(裏)

加茂郡中川辺村

納 奉

時文久三_{癸亥}孟秋吉日 願主寅年男
(神馬と供馬二人)

九〇 八幡神社人物額

○町内下川辺

八幡神社所蔵

奉 告 寛保式成年

御 掛 武者像

前 寶 七月吉日

笛今平

九一 太部古天神社繪馬

○町内中川辺

太部古天神社所蔵
(金毘羅神社)

九二 太部古天神社繪馬

○町内中川辺

太部古天神社所蔵
(金毘羅神社)

献 奉

(年月不詳)

(神 馬)

大嶋氏

九三 阿夫志奈神社人物額

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

(表)

奉
懸
宝
御

(高砂人物像)

前

(裏)

川辺御役所

九四 阿夫志奈神社繪馬

○町内上川辺

阿夫志奈神社所蔵

(表)

献 奉

(年月不詳)

(神 馬)

大嶋氏

中川辺陣屋

大嶋元之進

亥年男
武運長久 為祈所

(裏)

竹腰氏

九五 桑の木観音堂人物額

○町内比久見

桑の木観音堂所蔵

九七 徒原観音堂絵馬

○町内下麻生

徒原観音堂所蔵

奉納

(女人像)

里君

奉納

(神馬)

俳句三題(不明)

都石敬白

花友

(年月不詳)

当村

前島熊太郎

九六 虚空藏菩薩堂絵馬

○町内下吉田

虚空藏菩薩堂所蔵

九八 大嶋義唯画像

○町内中川辺

妙雲寺所蔵

(解説) 大嶋義唯は、旗本川辺大嶋氏の二代目の当主で、
茂兵衛義唯と称した。

奉掛

(乗武者二人と馬二匹)

下麻生

慶安三年庚寅八月二十五日卒

累代弓箭發佳名

于忠于孝又正誠

年筭稍半已終世

寫照惟肖應湜情

南無妙法蓮華經

大崇院殿圓齊日良大居士

画 像

小湊權律師日透（花押）

九九 中興賢龍禪師頂相

○町内西柄井

禪原寺所藏

前天猷現審珠繞天宣元麥
告寶曆龍躍乙亥孟陬月

而焚香拜贊焉

不堪固辭操觚於勢之審珠
後需贊余在派末荷恩不輕

一 金石銘文墨書

上足睦翁座元寫師眞相滅
平田山禪原中興賢龍禪師之
逼人惡毒難消盡 的二相承佛祖寃
栽培龍松根底 鐵鑼鼎新覺園
斬平田淺草 鈍斧興禪原
肅然威貌 畫中全存

瑞巖眞子 拔山的孫

画 像

一〇〇 中興絕心禪師頂相

○町内比久見

妙樂寺所藏

默隱和尚繪先師絕心和尚

肖像需讚詞我能知此□

故不敬辭漫掛繫語於□

□讚曰

流傳宗教大法昌請絕

心地妙樂道場祝蒙

本寺陽紫勅黃明□

画 像

慈昭照臨十方

貞享五戊辰年仲夏十五日

前妙心萬拙知春敬讚

曾結夾山會 鷺鳳覽德輝降

董席擔霖老禪

搬土宗平公古

花園視古篆賜紫衣於九天

蓬左拈破磨建紺殿於三處

胸天瀟洒 氣宇凜然

一〇一 中興擔霖禪師頂相

○町内比久見

龍洞寺所藏

桂林弊隱默々巖梵香謹拜贊

天明八歳次戊申仲秋日

綴莠語以題于幘上云爾

持來請贊余雖顧鄙陋義不可拒因
印來繼席於龍洞矣屬者繪于真容

劣徒禪柯禪人嘗得蒲廬祝帶師之
開祖威風難抹撻毒龍雲深洞中眠

咦

画

像

一〇二 開山愚堂國師頂相

○町内下麻生

臨川寺所藏

桂林弊隱默々巖梵香謹拜贊

天明八歳次戊申仲秋日

綴莠語以題于幘上云爾

再住妙心牧翁祖牛薰沐拜題

仲春佛涅槃日

維時延宝三歳次丙辰

李四名之謂愚堂東寔和尚顥預

雜碎鉢團圓張三呼之称大圓寶鑑國師尊像

盤宛轉詩韻清絕漲蜀江於舌上錦繡爛班百
首通十方大難”“文章微妙吞雲夢於胸中玉
篦振起閃電灼爍人天墮肝閑名落五湖慙媿”“密
改建龍洞窟 師資以法系傳

安眠高卧對青山棒喝交馳迅雷霹靂佛祖乞命拂
觀恢開甘露門收得虎尾道化万般哀憐攝受移冒
中奧挽回倒瀾恭佩御炉香瞞昧 龍顏天下大
嚴霜面白宗門羽翰續庸山正脉端居毒悔成東陽

(贊の下に画像あり)

